

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	30年(平成58年3月31日まで)
有効期間	一種(平成58年3月31日まで)

警察庁丙保発第23号
平成27年6月24日
警察庁生活安全局長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行等について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）が本日公布され、ダンスホール等営業の規制対象からの除外に係る規定については、本日から施行されることとなった。

また、改正法の一部が公布の日から施行されること等に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第253号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第12号）、風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第13号。以下「改正浄化協会規則」という。）、ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件等の廃止の件（平成27年国家公安委員会告示第16号）が本日公布され、いずれも本日から施行されることとなった。

これらの改正法等の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 ダンスホール等営業の規制対象からの除外

(1) 趣旨

改正法による改正の前は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第4号に規定するダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（以下「ダンスホール等営業」という。）は、風俗営業として規制されていた。しかし、近年、ダンスをめぐる国民の意識が変化し、また、ダンスホール等営業に関連して風俗上の問題が生じているとの実態はほとんどなく、当該営業に対する法の規制を撤廃しても特段の支障は生じないと考えられることから、これを法の規制の対象から除外することとしたものである。

(2) 内容

法第2条第1項第4号の規定を「削除」とすることとした（改正法第1条）。

また、これに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）からダンス教授講習及び

ダンス教授試験の規定を始めとするダンスホール等営業に関連する規定を削除するとともに、ダンスホール等営業に関連する国家公安委員会告示を廃止することとした。

なお、改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条）。

2 風俗環境浄化協力団体に係る規定の新設

(1) 趣旨

ダンスホール等営業が法の規制の対象から除外され、法の禁止行為や遵守事項の規定が適用されなくなることに伴い、今後、当該営業が不健全な方法で営まれることとなる可能性も否定できない。また、こうした懸念を持つ当該営業の営業者団体から、当該団体による善良の風俗の保持等を図る活動に対する警察からの支援について要望が寄せられるなどしているところである。このため、各種民間団体が、警察、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）及び全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）と緊密に連携しながら善良の風俗の保持等のための自主的な取組を進めることができるように、所要の措置を講ずることとしたものである。

(2) 内容

ア 都道府県協会又は全国協会との合意に基づいてこれらと協力して善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体を風俗環境浄化協力団体と位置付け、そのうち、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から助言、指導等の措置を受けようとするものは、複数都道府県で事業を行う場合は国家公安委員会に届出書を提出することができることとした（改正浄化協会規則による改正後の風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第9条第1項）。

イ 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、当該届出をした団体に対して必要な助言、指導等を行うことができることとした（同条第4項）。

ウ 都道府県協会又は全国協会は、違法行為防止のための啓発活動の実施のために風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができることとした（同条第5項）。

エ 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるときは、都道府県協会に対して、当該団体の活動への支援を行うことを求めることができることとした（同条第6項）。

(3) 留意事項

全国協会が、その広域的な活動や都道府県協会の事業の連絡調整を効果的に行うためには、一の都道府県内のみで活動する風俗環境浄化協力団体についても適時に把握しておくことが望ましい。このため、各都道府県協会が、風俗環境浄化協力団体に係る合意をした場合には、当該団体に関する情報を全国協会に積極的に提供するよう、各都道府県協会を指導されたい。

(参考資料)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の官報の写し（別添1）及び新旧対照条文（別添2）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第253号）の官報の写し（別添3）及び新旧対照条文（別添4）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第12号）の官報の写し（別添5）及び新旧対照条文（別添6）
- 風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第13号）の官報の写し（別添7）及び新旧対照条文（別添8）
- ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件等の廃止の件（平成27年国家公安委員会告示第16号）の官報の写し（別添9）

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「第三十二条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十条の二第九項」の下に「第三十二条の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定 公布の日
- 二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 (準備行為)

第二条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。)第三十二条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十二条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる営業に關し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、それぞれ当該各号に定める営業に關し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定により新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

一 旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業 新法第二条第一項第一号に該当する営業
二 旧法第二条第一項第三号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当する営業
三 旧法第二条第一項第六号に該当する営業 新法第二条第一項第三号に該当する営業
四 旧法第二条第一項第七号に該当する営業 新法第二条第一項第四号に該当する営業
五 旧法第二条第一項第八号に該当する営業 新法第二条第一項第五号に該当する営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に關し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(旅館業法の一部改正)

第六条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。
別表第二(イ)項第二号及び(ロ)項第三号中「ダンスホール」を削る。

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。
別表第二(イ)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(ロ)項第三号(イ)中「十リットル以上三十リットル」を「十リットル以上三十リットル」に改め、同号(ロ)中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同号(三)中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号(四)の三中「研磨」を「研磨」に改め、同号(五)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットを超える」に改め、同号(六)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同号(七)中「二・五キロワットをこえる」を「二・五キロワットを超える」に改め、同号(八)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットを超える」に改め、同号(九)中「めつき」を「メツキ」に改め、同号(十一)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物での用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同項第六号中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(イ)項第二号中「ナイトクラブ」を削り、同項第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(ロ)項中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。
(酒税法の一部改正)

第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二条第六号(禁止行為)を「第二十二条第一項第六号(禁止行為等)に「第三十二条第三項」を「第三十二条の二十三(準用)及び第三十二条第三項」に改める。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の項中「第十条の二第三項」を「並びに第十条の二、第三項及び第五項(これらの規定を第三十二条の二十三において準用する場合を含む。)」に改める。

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	山本早苗
財務大臣	麻生太郎
厚生労働大臣	塩崎恭久
国土交通大臣	太田昭宏

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（用語の意義）	（用語の意義）
第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。	第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。	
一～三 （略）	一～三 （略）	四 削除
五～八 （略）	五～八 （略）	四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合のみ客にダンスをさせる営業を除く。）
2・3 （略）	2・3 （略）	4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。
5～11 （略）	5～11 （略）	4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する営業をいう。
（営業の停止等）	（営業の停止等）	
第二十六条 （略）	第二十六条 （略）	2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第七号及び第八号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、
2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第七号及び七号及び第八号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、		

又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 後	改 正 前
第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）
第四章 性風俗関連特殊営業等の規制	第四章 性風俗関連特殊営業等の規制	第四章 性風俗関連特殊営業等の規制
第一節 性風俗関連特殊営業の規制	第一節 性風俗関連特殊営業の規制	第一節 性風俗関連特殊営業の規制
第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等	第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等	第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条～第三十四条）
第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二～第三十一条の二十五）	第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二～第三十一条の二十五）	第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二～第三十一条の二十五）
第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条～第三十四条）	第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条～第三十四条）	第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条～第三十四条）
第三節～第五節 （略）	第三節～第五節 （略）	第三節～第五節 （略）
第五章～第七章 （略）	第五章～第七章 （略）	第五章～第七章 （略）
附則	附則	附則
（用語の意義）	（用語の意義）	（用語の意義）
第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。	第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。	第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
一 キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業	一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業	一 キヤバレーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）

四 削除

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三～五 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

5～10 （略）

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七

条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六～八 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。

5～10 （略）

11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限等）

第十三条 風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限）

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域と

道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

2 (略)

3 | 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 | 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第

して当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 (略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第

五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第二項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容）を営業所の入口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九条 第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一条 第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為等）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一条 第十二条から第十九条まで及び前条第一項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第五号）の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること。）。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第八号）の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六 (略)

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとすることその他必要な制限を定めることができる。

(遊技場営業者の禁止行為)

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一〇四 (略)

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一〇四 (略)

2 第二条第一項第七号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第五号の営業を営む者について準用する。

(営業の停止等)

第二十六条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第四号及び第五号）の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜における営業時間を制限することができる。

5～12 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第八号の営業を営む者について準用する。

(営業の停止等)

第二十六条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第七号及び第八号）の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間）における営業時間を制限することができる。

5～12 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により受付所営業の停止を命じた場合について、それぞれ準用する。

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

(営業の許可)

第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十二条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項第二号	第四条第二号	第四条第一項	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項
の設置を制限する必要	を保全するため特にそ の保全に障害を及ぼすことがな いため特にその設置が許容され	び第六号	項第五号及	び第六号

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

項第二号イ 第四条第三 項	第四条第三 項	第四条第三 項	第四条第三 項	第四条第三 項
て いた 、当該滅失前から前項 にあるもの が前項第一号の地域内 に含まれる地域に含まれ ていた	当該風俗営業で営業所 があるもの が前項第一号の地域内 に含まれる地域に含まれ ていた	当該廃止した風俗営業 と同一の風俗営業の種 別の風俗営業で営業所 があるもの	当該風俗営業の種 と同一の風俗営業の種 別の風俗営業で営業所 があるもの	当該風俗営業の種 と同一の風俗営業の種 別の風俗営業で営業所 があるもの
当該滅失前から第三十一条の二 号の地域に含まれておらず、か ら第三十一条において準用する前項第二 号の地域に含まれる地域に含まれ ていた	当該滅失前から第三十一条の二 号の地域に含まれておらず、か ら第三十一条において準用する前項第二 号の地域に含まれる地域に含まれ ていた	当該滅失前から第三十一条の二 号の地域に含まれておらず、か ら第三十一条において準用する前項第二 号の地域に含まれる地域に含まれ ていた	当該滅失前から第三十一条の二 号の地域に含まれておらず、か ら第三十一条において準用する前項第二 号の地域に含まれる地域に含まれ ていた	当該滅失前から第三十一条の二 号の地域に含まれておらず、か ら第三十一条において準用する前項第二 号の地域に含まれる地域に含まれ ていた

第二十一条	第十八条	第十四条及び第十五条	第四項	第三項及び第四項	第三項	第三項	第四条第三項第二号口	
第十二条から第十九条	十八歳未満の者が	その営業	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	前項の規定によるほか	政令	前項の規定によるほか	当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつたこととなつた	、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつたこととなつた
第三十一条の二十三において準	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、	その深夜における営業		深夜	政令	深夜	当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた	当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた

示をすることができる。

(営業の停止等)

[第三十一条の二十五] 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 | 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

(深夜における飲食店営業の規制等)

[第三十二条] 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基

(深夜における飲食店営業の規制等)

[第三十二条] 深夜において飲食店営業を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2
(略)

3 第二十二条第一項（第三号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、同項第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、「第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせることを除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)

第三十三条 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。

準に適合するように維持すること。
二 深夜において客に遊興をさせないこと。

2
(略)

3 第二十二条（第三号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同条第四号中「業務」とあるのは「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、同条第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、「第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせることを除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)

第三十三条 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を當む者は、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を當む者の使用人その他の従業者で第二条第十三項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相當に高額の債務を負担させること。

二 （略）

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を當む者、無店舗型性風俗特殊営業を當む者、店舗型電話異性紹介営業を當む者、無店舗型電話異性紹介営業を當む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を當む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を當む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を當む者及び無店舗型電話異性紹介営業を當む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を當む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を當む者、無店舗型性風俗特殊営業を當む者、特定遊興飲食店営業者

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を當む者は、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を當む者の使用人その他の従業者で第二条第十一項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相當に高額の債務を負担させること。

二 （略）

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を當む者、無店舗型性風俗特殊営業を當む者、店舗型電話異性紹介営業を當む者、無店舗型電話異性紹介営業を當む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を當む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を當む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を當む者及び無店舗型電話異性紹介営業を當む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を當む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を當む者、無店舗型性風俗特殊営業を當む者及び第三十三条第六項に

及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一〇三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

五 特定遊興飲食店営業の営業所

規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一〇三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

六・七 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に關し、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二～五 (略)

3・6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2～5 (略)

五・六 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に關し、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二～五 (略)

3・6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2～5 (略)

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

行うものとする。

一〇四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認又は第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

3 ～ 7 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

行うものとする。

一〇四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号までに該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認又は第十条の二第一項の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

3 ～ 7 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しの六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。）、第十条の二第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の四号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条的二十一第二項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当すると認めた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三十一条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号に該当すると認めた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三十一条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2

前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、國家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場業営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体等)

場合

2

前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、國家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場業営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 | 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認を受けた者

三 第十一条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十二条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十一、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者

三 第十一条の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十二条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十一、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第

の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

反した者

五・六 (略)

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十において準用する場合を含む。）の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これららの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第一項第三号若しくは第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができる。

四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

五・六 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者

四 第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第三号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることが

規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第一項若しくは第二号（これらの規定を第三十一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二～五 （略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出ず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項（第三十一条の二十三において準用する場合を含

できない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二～五 （略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載の

む。)の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

あるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項 (第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条 (第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

二 第七条第五項 (第七条の二第三項及び第七条の三第三項 (これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) 並びに第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

三 第九条第三項 (第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準

用する場合を含む。以下この号において同じ。) 又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの中の届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項 (第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

五 第十条の二第七項 (第三十一条の二十三において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

四 (略)

五 第二十四条第一項の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項 (第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

三 第九条第三項 (第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。) 又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの中の届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項の規定に違反した者

五 第十条の二第七項の規定に違反した者

む。) の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十条第三項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項の規定に違反した者
- 二 第十条第二項の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項の規定に違反した者

○ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（営業の許可の取消し、営業の停止）	（営業の許可の取消し、営業の停止）	（営業の許可の取消し、営業の停止）
<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく处分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく处分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく处分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）					改 正 後		
別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）					改 正 前		
(略)	(る)	(略)	(ち)	(略)	(略)	(略)	
(略)	工業地域内に建築してはならない建築物	(略)	近隣商業地域内に建築してはならない建 築物	一・二 (略) 二 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブその他これらに類するもの	一 (略)	(略)	
(略)	四～七 (略)	三 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブその他これらに類するもの	三 (略)	近隣商業地域内に建築してはならない建 築物	一 (略) 二 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの	(略)	
(略)	(る)	(略)	(ち)	(略)	一・二 (略) 三 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの	(略)	
(略)	工業地域内に建築してはならない建築物	(略)	近隣商業地域内に建築してはならない建 築物	三 (略)	一 (略) 二 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの	(略)	
(略)	四～七 (略)	三 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの	三 (略)	近隣商業地域内に建築してはならない建 築物	一 (略) 二 キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類 するもの	(略)	

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

		別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十一条の三関係）		別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十一条の三関係）	
		改 正 後	改 正 後	改 正 前	改 正 前
(イ)		(略)	(略)	(略)	(略)
物	準住居地域内に建築してはならない建築	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物
(一)	準住居地域内に建築してはならない建築	（略）	一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）
(二)	（一） 容量十リットル以上三十リットル以下の中のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場	三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場	三 漢場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場	三 漢場、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
(一)	（一） 容量十リットル以上三十リットル以下の中のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（略）	四（六）（略）	（略）	（略）
(二)	（一） 容量十リットル以上三十リットル以下の中のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（略）	（略）	（略）	（略）
(一)	（一） 容量十リットル以上三十リットル以下の中のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（略）	（略）	（略）	（略）
(二)	出力の合計が〇・七五キロワット	（略）	（略）	（略）	（略）

(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を

使用する作業

(十二) (十六) (略)

四
(略)

五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覽場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又

はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覽場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覽場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超

(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を

使用する作業

(十二) (十六) (略)

四
(略)

五 劇場、映画館、演芸場又は観覽場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覽場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覽場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超

(b)	(略)	(る)	(略)	(ち)	
物	用途地域の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	近隣商業地域内に建築してはならない建物	二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三 （略）	席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの	一・二 （略） 三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する政令で定めるもの 五～七 （略）	一・二 （略） 三 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	一 （略） 二 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 三 （略）	一 （略） 二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三 （略）

(b)	(略)	(る)	(略)	(ち)	
物	用途地域の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	近隣商業地域内に建築してはならない建物	二 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 三 （略）	えるもの
	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これらに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計	五～七 （略）	一・二 （略） 三 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	一 （略） 二 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 三 （略）	

する部分にあつては、客席の部分に限
る。) の床面積の合計が一万平方メー
トルを超えるもの

が一万平方メートルを超えるもの

	改 正 後	改 正 前
（製造免許等の要件）	（製造免許等の要件）	（製造免許等の要件）
<p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号（禁止行為等））（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二十三（準用）及び第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同</p>	<p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号（禁止行為））（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同</p>	<p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号（禁止行為））（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同</p>

部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（同法第五十七条）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二（略）

じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二（略）

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		別表（第七条関係）	改 正 後	改 正 前
		風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等に関する法律（昭和二十三年法律 第一百二十二号）	第五条第二項及び第四項並びに第十条の 二第三項及び第五項（これらの規定を第 三十一条の二十三において準用する場合 を含む。）、第二十七条第四項（第三十 一条の十二第二項において準用する場合 を含む。）並びに第三十一条の二第四項 (第三十一条の七第二項及び第三十一条 の十七第二項において準用する場合を含 む。）	第五条第二項及び第四項、第十条の二第 三項、第二十七条第四項（第三十一条の 十二第二項において準用する場合を含む 。）並びに第三十一条の二第四項（第三 十二条の七第二項及び第三十一条の十七 第二項において準用する場合を含む。）
		（略）	（略）	（略）
（略）			（略）	（略）
（略）			（略）	（略）
（略）			（略）	（略）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百五十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一

部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二を削る。

第一条の三中「法第二条第一項第八号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以
下「法」という。）第二条第一項第八号」に改め、同条を第一条とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第三項第三号中「第七号」を「第三号まで若しくは第五号から第七号」に改め
る。

（旅館業法施行令の一部改正）

3 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二項第二号」を「次項第二号」に改め、同項第十号及び同条第二項第
九号中「ダンス」の下に「をさせ、かつ、客に飲食をさせるホール」を加える。

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

塩崎恭久

安倍晋三

麻生太郎

小泉進次郎

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習） 第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。	（法第二条第一項第八号の政令で定める施設） 第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。
	（法第二条第一項第八号の政令で定める者） 第一条の二 法第二条第一項第四号の政令で定める者は、前条の規定により指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。	（法第二条第一項第八号の政令で定める施設） 第一条の三 法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。
。		

一
三
(略)

一
二
(略)

○ 稟税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（附則関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第二十五条の十七 （略）	（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）	（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）
第二十五条の十七 （略）	（略）	（略）
3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。	3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。	3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。
一・二 （略）	一・二 （略）	一・二 （略）
三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号までに掲げる営業が當まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したときため当該財産を譲渡したとき 当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利	三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号から第七号までに掲げる営業が當まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したとき当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利	三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号から第七号までに掲げる営業が當まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したとき当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利
四・七 （略）	四・七 （略）	四・七 （略）

4
32

(略)

4
32

(略)

	改 正 後	改 正 前
	(構造設備の基準)	
第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。		
一・二 (略)		
三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。		
四～九 (略)		
十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。		
十一 (略)		
2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。		
一～八 (略)		
九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートル		
	(構造設備の基準)	
第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。		
一・二 (略)		
三 和式の構造設備による客室は、第二項第二号に該当するものであること。		
四～九 (略)		
十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。		
十一 (略)		
2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。		
一～八 (略)		
九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートル		

ルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十
(略)

3
・
4
(略)

ルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十
(略)

3
・
4
(略)

○國家公安委員会規則第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

國家公安委員会委員長 小川恵里子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二から第三条までを削り、第一条の次に次の二条を加える。

第二条及び第三条 削除

第五条の二中「令」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）」に改める。

第八条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第二十九条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第三十条第二号中「法第二条第一項第四号及び第六号」を「法第二条第一項第六号」に改める。

第三十三条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第八十七条第一項の表の一の項中「その氏名等及び」を「その氏名、住所及び生年月日（以下この条において「氏名等」という。並びに）に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号 削除

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う國家公安委員会の所管する

関係法令に規定する対象手続等を定める國家公安委員会規則の一部改正）

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う國家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める國家公安委員会規則（平成十五年國家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第一号）の項を削る。

別表第二の二の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項を削る。

	改 正 後	改 正 前
	改 正 後	改 正 前
		(ダンス教授講習の指定の基準等)
第一条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の規定による指定（以下第一条の九までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。		
2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授講習（ダンスの教授に関する講習をいう。以下同じ。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。		
一 次に掲げる要件の全てに適合している法人が実施するものであること。		
イ ダンス教授講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。		
ロ 講習業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正になるおそれがないこと。		
二 前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者		

(以下この項において「ダンススクール営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(1) 指定申請法人が株式会社である場合にあつては、ダンススクール営業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

(2) 指定申請法人の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占めるダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以當該ダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

(3) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

二 ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。

三 その内容が、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成するために必要な技能及び知識の向上を図る上で、適正かつ確実であると認められること。

四 その実施に関し、適切な計画が定められていること。

五 当該講習における指導に必要な能力を有すると認められる者が講師として講習業務に従事すること。

六 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものであること。

第一条の三 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 ダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地
- 三 ダンス教授講習の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款又はこれに代わる書類
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面
 - 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
 - 六 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面
 - 七 ダンス教授講習の実施の基本的な計画を記載した書面
 - 八 講師の氏名、住所並びにダンス教授講習に関する資格及び略歴を記載した書面
- (名称等の公示)

第一条の四 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けたダンス教授講習（以下「指定講習」という。）の名称並びに当該指定講習を行う法人（以下「ダンス教授講習機関」という。）の名称、住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地を公示するものとする。

（名称等の変更）

第一条の五 ダンス教授講習機関は、前条の規定により公示された事項を

変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

2 | 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 | ダンス教授講習機関は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第一条の六 ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 | 国家公安委員会は、指定講習に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第一条の七 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第一条の八 国家公安委員会は、指定講習が第一条の二第二項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき又はダンス教授講習機関の財産の状況若しくはその指定講習に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第一条の九 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、当該指定講習の指定を取り消すことができる。

2| 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

第一回

削除

(推薦の方法)

第二条 令第一条の二の規定による推薦は、ダンス教授講習機関が行うダンス教授試験（ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。）であつて国家公安委員会が指定するものに合格した者について、その者の氏名、住所及び生年月日（以下「氏名等」という。）を記載した名簿を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

前項の規定によるほか、ダンス教授講習機関は、その者からの申出により、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他の前項に規定する者と同等の能力を有すると認められる者について、その者の氏名等及びその者が同項に規定する者と同等の能力を有すると認められた理由を記載した推薦書並びにその理由を疎明する書類を国家公安委員

会に提出することにより、推薦を行うことができる。

(ダンス教授試験の指定の基準等)

第二条の二 前条第一項の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）は、指定を受けようとするダンス教授講習機関の申請に基づき行うものとする。

- 2 | 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授試験が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。
 - | 一 | ダンスを正規に教授する能力を修得しようとする者を対象とするものであること。
 - | 二 | ダンスを正規に教授する能力を有するかどうかを判定することを目的として行うものであること。
 - | 三 | その実施に關し、適切な計画が定められていること。
 - | 四 | 当該試験における判定に必要な能力を有すると認められる者が試験員として試験の業務に従事すること。
 - | 五 | 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものであること。

(ダンス教授試験の指定の申請)

- 第二条の三 指定を受けようとするダンス教授講習機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。
 - | 一 | 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - | 二 | ダンス教授試験に係る事務を行う事務所の所在地
 - | 三 | ダンス教授試験の名称

2| 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一| ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面

二| 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面

(ダンス教授試験への準用規定)

第二条の四 第一条の四から第一条の九までの規定はダンス教授講習機関が行うダンス教授試験について準用する。この場合において、第一条の四中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前条」と、同条第三項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「第一条の三第二項各号」とあるのは「第二条の三第二項各号」と、「書類」とあるのは「書面」と、第一条の六中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授試験機関」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「講師」とあるのは「試験員」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「講師」とあるのは「試験員」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の九第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前二条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前二条」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と読み替えるものとする

(電磁的記録媒体による手続)

第三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 申請書 第一条の三第一項
- 二 定款又はこれに代わる書類 第一条の三第二項
- 三 登記事項証明書 第一条の三第二項
- 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第一条の三第二項
- 五 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面 第一条の三第二項
- 六 資産の総額及び種類を記載した書面 第一条の三第二項
- 七 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面 第一条の三第二項
- 八 ダンス教授講習の実施の基本的な計画を記載した書面 第一条の三第二項
- 九 講師の氏名、住所並びにダンス教授講習に関する資格及び略歴を記載した書面 第一条の三第二項
- 十 事業計画及び収支予算 第一条の六第一項

十一 第二項	事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第一条の六
十二 第二項	名簿 第二条第一項
十三 第二項	推薦書及び推薦の理由を疎明する書類 第二条第二項
十四 第二項	申請書 第二条の三第一項
十五 第二項	ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面 第二条の三第二項
十六 第二項	試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面 第二条の三第二項
十七 第二項	事業計画及び収支予算 第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第一項
十八 第二項	事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第二項
十九 第二項	(国家公安委員会規則で定める状態)
二十 第二項	第五条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客おいて客が従業者と面接しないでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることとなる位置に取り付けられている状態とする。
二十一 第二項	(構造及び設備の技術上の基準)
二十二 第二項	第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基
二十三 第二項	(構造及び設備の技術上の基準)
二十四 第二項	第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別		構造及び設備の技術上の基準	
(略)	(略)	(略)	(略)
法第二条第一項第五号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業
(略)	(略)	(略)	(略)

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別		構造及び設備の技術上の基準	
(略)	(略)	(略)	(略)
業	業	業	業
一項第四号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業	法第二条第一項第二号に掲げる営業
(略)	(略)	(略)	(略)
六 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるための限りでない。	三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。 五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	一 ダンスをさせるための営業所の部分（以下この項において「客室」という。）の床面積は、一室の床面積を六十六平方メートル以上とすること。 二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができるものであること。	

一項第七号 法第二条第 一項第七号	掲げる営業	法第二条第 一項第二号 、第五号又 は第六号に は第六号に 掲げる営業	(略)	(略)	営業の種別 (略)	営業所の部分
-------------------------	-------	--	-----	-----	--------------	--------

(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第二十九条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一項第四号 法第二条第 一項第四号	掲げる営業	法第二条第 一項第二号 、第五号又 は第六号に は第六号に 掲げる営業	(略)	(略)	営業の種別 (略)	営業所の部分	業 (略)	法第二条第 一項第五号 に掲げる営 業 (略)	法第二条第 (略)	必要な構造又は設備を有すること。 七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
	ダンスをさせるための営業所の部分		(略)	(略)						

			又は第八号に掲げる営業
第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	(表示する料金の種類)	（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）	
二 法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス	一 (略)	第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	

			業に掲げる営業
第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	(表示する料金の種類)	（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）	
二 法第二条第一項第四号及び第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス	一 (略)	第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	

			業 （略）	（略）

2 (略)	(略)		
	(略)	二 一 六	(略)。

2 (略)	(略)		
	(略)	二 一 六	(略)

別記様式第1号（第3条関係）

電磁的記録媒体提出票	
第1条の3第 第1条の3第 第1条の6第 第1条の6第 第2条第1項 第2条第2項 第2条の3第 第2条の3第	
1項	
2項	
1項（第2条の4において読み替えて準用する場合を含む。） 2項（第2条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提	
1項	
2項	
出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のように提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。	
年 月 日	
国家公安委員会殿	
提出者の名称及び事務所の所在地	
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
 (傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略）	別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略）	別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略）
四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定（略）	四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定（略）
風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五～九（略）	五～九（略）	五～九（略）
別表第二（第二条第二項関係） 一（略）	別表第二（第二条第二項関係） 一（略）	別表第二（第二条第二項関係） 一（略）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗環境浄化協会に関する規則	(略)
三～六 (略)	(略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第一条の五第一項及び第三項 並びに第一条の六第一項（第 二条の四において読み替えて 準用する場合を含む。）
三～六 (略)	(略)

○國家公安委員会規則第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第三十九条第七項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の規定に基づき、風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

國家公安委員会委員長 小川恵里子

風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
風俗環境浄化協会等に関する規則

第八条中「により全国風俗環境浄化協会」の「ト」(以下)の条及び次条において「全国協会」という」を加え、「は全国風俗環境浄化協会」を「は全国協会」に改める。

第九条の見出し中「フレキシブルディスク」を「記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)」に係る記録媒体をいう。」に「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同項第七号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第八号とし、

同項第六号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」を削り、「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第五号とし、

同項第三号中「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「前条」を「第八条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 届出書 前条第一項

第九条中第二項から第五項までを削り、同条を第十条とし、第八条の次に次の二項を加へる。

(風俗環境浄化協力団体)

第九条 都道府県協会又は全国協会との合意に基づいてこれら協力して善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体(以下)の条において「風俗環境浄化協力団体」という。)であつて、第四項の規定による措置を受けようとするもの(法第四十四条に規定する団体を除く)は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出する。」がわかる。

一 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

二 目的及び事業

三 団体を組織する者の氏名及び住所(その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 法人である場合には、定款、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

二 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

三 前項の全国協会との合意に関する書面

3 第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

4 国家公安委員会又は公安委員会は、第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体に対し、その事業に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずることができる。

5 都道府県協会又は全国協会は、法第三十九条第二項第二号又は第四十条第二項第二号に掲げる事業の実施のため必要があると認めるときは、風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができる。

6 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるとときは、都道府県協会に対し、当該団体を対象として、別記様式第一号中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。

別記様式第一号を次のよう改める。
別記様式第2号(第10条関係)

電磁的記録媒体提出票

第8条において準用する第1条第1項
第8条において準用する第1条第2項
第8条において準用する第5条第1項
第9条第1項
第9条第2項

ることとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

提出者(年月日)
提出者の名称及び事務所の所在地

国家公安委員会(年月日)
提出者の名称及び事務所の所在地

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号

を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 記

1 (施行期日)
(規則は、公布の日から施行する。)

2 (経過措置)
(規則による改正前の風俗環境浄化協会等に関する規則に規定する様式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用する)ことが可能である。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する

関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する

関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗環境浄化協会に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第三号)の項

中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改め、「第二項」の

下に「並びに第九条第一項」を加え、別表第二の二の表風俗環境浄化協会に関する規則の項中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改め、「第三条第一項」の

下に「及び第九条第三項」を加え、別表第三の二の表風俗環境浄化協会に関する規則の項中「風俗

環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。

改 正 後	改 正 前
風俗環境浄化協会等に関する規則 (全国風俗環境浄化協会への準用規定)	風俗環境浄化協会等に関する規則 (全国風俗環境浄化協会への準用規定)
<p>第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会（以下この条及び次条において「全国協会」という。）の指定を受けようとする法人について、第二条の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を受けた法人について、前三条の規定は全国協会について準用する。</p> <p>この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第二項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第三十九条第一項」と、第一条の二中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十条第一項」と、同条第一号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第一項」と、第二条、第三条、第五条及び第六条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、前条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十条第三項において読み替えて準用する法第三十九条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>（風俗環境浄化協力団体）</p>	<p>第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指定を受けた法人について、前三条の規定は全国風俗環境浄化協会について準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第二項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第一項」と、第一条の二中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十条第一項」と、同条第一号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第一項」と、第二条、第三条、第五条及び第六条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、前条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十条第三項において読み替えて準用する法第三十九条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>（風俗環境浄化協会への準用規定）</p>

5	<p>都道府県協会又は全国協会は、法第三十九条第二項第二号又は第四十</p>	善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体（以下この条において「風俗環境浄化協力団体」という。）であつて、第四項の規定による措置を受けようとするもの（法第四十四条に規定する団体を除く。）は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出することができる。
2	<p>1 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>2 一 法人である場合には、定款、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>3 二 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面</p> <p>4 三 前項の全国協会との合意に関する書面</p>	一 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
3	<p>1 団体を組織する者の氏名及び住所（その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）</p>	二 目的及び事業
4	<p>1 第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 国家公安委員会又は公安委員会は、第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体に対し、その事業に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずることができる。</p>	

条第二項第二号に掲げる事業の実施のため必要があると認めるときは、風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができる。

6 | 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるとときは、都道府県協会

に対して、当該団体を対象とする法第三十九条第二項第四号に掲げる事業を行うことを求めることができる。

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 申請書 第八条において準用する第一条第一項
- 二 届出書 前条第一項
- 三 定款 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項
- 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項
- 五 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項
- 六 資産の種類を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項
- 七 事業計画書及び収支予算書 第八条において準用する第五条第一項
- 八 事業報告書及び収支決算書 第八条において準用する第五条第二項

(フレキシブルディスクによる手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 申請書 前条において準用する第一条第一項
- 二 定款 前条において準用する第一条第二項
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 前条において準用する第一条第二項
- 四 法第三十九条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 前条において準用する第一条第二項
- 五 資産の種類を記載した書面 前条において準用する第一条第二項
- 六 事業計画書及び収支予算書 前条において準用する第五条第一項
- 七 事業報告書及び収支決算書 前条において準用する第五条第二項

- 2| 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
- 3| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。
- 一| トランクフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二| ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三| 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 4| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならぬ。
- 5| 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 提出者の名称
- 二 提出年月日

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

身 分 証 明 書	第 号
写 真 氏 名	
生年月日	
上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
風俗環境浄化協会 <input type="checkbox"/>	

(裏)

<u>風俗環境浄化協会等に関する規則（抜粋）</u>	
第4条 略 2 略	
3 調査員は、調査業務に従事するに当たつては、前項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

身 分 証 明 書	第 号
写 真 氏 名	
生年月日	
上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
風俗環境浄化協会 <input type="checkbox"/>	

(裏)

<u>風俗環境浄化協会に関する規則（抜粋）</u>	
第4条 略 2 略	
3 調査員は、調査業務に従事するに当たつては、前項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第2号（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票

第8条において準用する第1条第1項
 第8条において準用する第1条第2項
 風俗環境浄化協会等に関する規則 第8条において準用する第5条第1項 の
 第8条において準用する第5条第2項
 第9条第1項
 第9条第2項

規定により提出することとされている事項を記載した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会 殿

提出者の名称及び事務所の所在地

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の大容量記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

フレキシブルディスク提出票

第1条第1項
 第1条第2項
 風俗環境浄化協会に関する規則 第8条において準用する第5条第1項 の規
 第5条第2項

定により提出することとされている事項を記載したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会 殿

提出者の名称及び事務所の所在地

1 フレキシブルディスクに記録された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
 哨線の部分は改正部分

			改 正 後	改 正 前
			別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略）	別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略）
			四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 （昭和六十年国家公安委員会規則第三号）	四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 （昭和六十年国家公安委員会規則第三号）
			風俗環境浄化協会等に関する規則 （略）	風俗環境浄化協会に関する規則 （略）
			第八条において読み替えて準用する第一条第一項並びに第五条 第一項及び第二項並びに第九条	第八条において読み替えて準用する第一条第一項並びに第五条 第一項及び第二項
		五～九（略）	（略）	（略）
		別表第二（第二条第二項関係） 一（略）	別表第二（第二条第二項関係） 一（略）	別表第二（第二条第二項関係） 一（略）
		二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 （略）	二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 （略）	二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 （略）
		風俗環境浄化協会等に関する規則 （略）	風俗環境浄化協会に関する規則 （略）	風俗環境浄化協会に関する規則 （略）
		第八条において読み替えて準用する第三条第一項及び第九条第 三項	第八条において読み替えて準用する第三条第一項	第八条において読み替えて準用する第三条第一項
		（略）	（略）	（略）

三〇六 (略)

別表第三（第六条関係）

一 (略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗環境浄化協会等に関する規則	(略)	(略)
三〇五 (略)	第八条において読み替えて準用する第六条	第八条において読み替えて準用する第六条

三〇六 (略)

別表第三（第六条関係）

一 (略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定 風俗環境浄化協会に関する規則	(略)	(略)
三〇五 (略)	第八条において読み替えて準用する第六条	第八条において読み替えて準用する第六条

○國家公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十七年六月二十四日 国家公安委員会委員長 小川恵里子

一 平成十年國家公安委員会告示第十八号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習を行つた件）

二 平成十年國家公安委員会告示第十九号（ダンスを正規に教授する能力に関する試験を指定した件）

三 平成二十一年國家公安委員会告示第二号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第二項の規定に基づく告示）

四 平成二十一年國家公安委員会告示第三号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第四項において準用する同条第二項の規定に基づく告示）

五 平成二十二年國家公安委員会告示第三十六号（ダンス教授講習機関の住所の変更の届出があつた件）

六 平成二十二年國家公安委員会告示第三十七号（ダンス教授試験機関の住所の変更の届出があつた件）

七 平成二十三年國家公安委員会告示第二十六号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があつた件）

八 平成二十三年國家公安委員会告示第二十七号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があつた件）

九 平成二十五年國家公安委員会告示第二十五号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第一条の四の規定に基づく告示）

十 平成二十五年國家公安委員会告示第二十六号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の四の規定に基づく告示）

十一 平成二十五年國家公安委員会告示第二十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習を行つた件）

十二 平成二十五年國家公安委員会告示第四十八号（ダンス教授に関する技能及び知識に関する講習を行つた件）

十三 平成二十六年國家公安委員会告示第十三号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習を行つた件）

十四 平成二十六年國家公安委員会告示第二十二号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があつた件）

十五 平成二十六年國家公安委員会告示第二十三号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があつた件）

十六 平成二十六年國家公安委員会告示第三十二号（ダンス教授講習機関の住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件）

十七 平成二十六年國家公安委員会告示第三十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習を行つた件）